社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町 1 丁目 6 番 15 号
井門神田駅前ビル 22 号室
電話:03-3526-4277　FAX:03-3526-4276
担当:上野・進藤

企業の BCP 対応と新型の感染症への対応

新型コロナウイルスの国内発生に伴い、その対応について今一度点検される企業が多いのではないでしょうか？本日のあおぞらレターでは、企業の事業継続、BCP 対応の状況と新型コロナウイルスによる肺炎に罹患した場合の企業からみた法的対応についてお伝え致します。

● 新型コロナウイルスによる肺炎の位置づけ

- 感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）は様々な感染症について感染力や危険性に応じて 1～5 類に分類し、その対応を定めている。
- 新型コロナウイルスによる肺炎は「指定感染症」に現時点で指定された。1～3 類に準じる措置が可能で、患者に入院を勧告し、従わなければ強制入院させることができる。就業制限もできる。

⇒ 罹患により休業した場合に企業の給与支払義務はない

詳細:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html#Q4

● 企業の BCP 対応の状況 ～平成 29 年度　企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査(内閣府)より～

http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/pdf/h30_bcp_report.pdf

企業活動を取り巻くリスクを具体的に想定して経営を行っているか

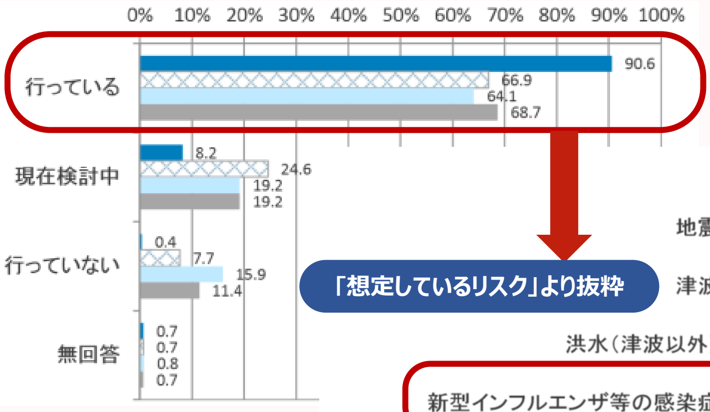

- 大企業で 9 割、中堅企業で 6 割強の企業で何らかリスクを想定した経営が行われています。
- 感染症へのリスクも想定している企業は、大企業で 7 割、中堅企業で 5 割ほどです。

「想定しているリスク」より抜粋

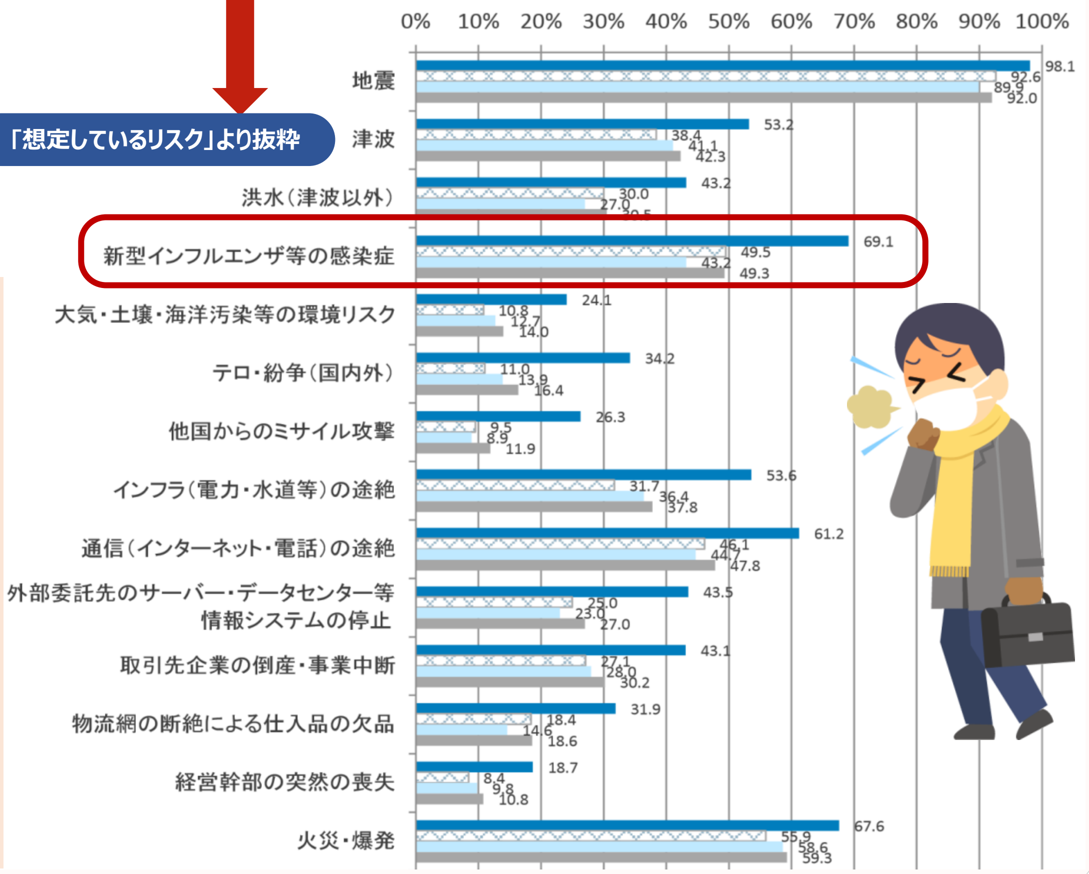

- 今回のような感染症で、詳細な情報がなく、急な対応が難しい場合、会社としてまずは就業禁止を命じた方がよい場合もあります。

- 就業規則でも就業禁止の対応が行えるようになっているか今一度確認しておきましょう。

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL.　03-3526-4277